

意見書案第3号

意見書案について

別紙、「憲法改正の早期実現を求める意見書(案)」を議決されたく会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年6月24日提出

加西市議会議長 原田 久夫 様

提出者	加西市議会議員	黒田 秀一
賛成者	〃	丸岡 弘満
賛成者	〃	深田 真史

憲法改正の早期実現を求める意見書（案）

昭和22年5月3日、日本国憲法が施行されてから75年が経過した。しかし今日に至るまで、我が国の憲法は一度も改正されていない。

我が国を取り巻く情勢は75年で大きく変化している。今年2月、ロシアがウクライナを侵略し、力による一方的な現状変更がおこなわれているが、ロシアの隣国である我が国においても他人事ではない。

北朝鮮による相次ぐ弾道ミサイルの発射や核実験の示唆、中国・ロシア軍の艦艇による日本列島の周回行動、中国による尖閣諸島周辺での領海侵入の恒常化など、周辺国が軍事活動を活発化させており、我が国の安全保障環境は厳しさを増している。

現行憲法の前文には、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」とあるが、現実と大きくかけ離れている。我が国の自衛権や自衛隊の存在を明確にし、我が国の独立と国民の生命・財産を守ることができるよう憲法改正が必要と考える。

各政党は参議院選挙後、速やかに改正案を示した上で、建設的な議論を行い、早期に国会で発議し、憲法改正の国民投票を実施することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月24日

兵庫県加西市議会